【資料３】

〇吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例

令和５年10月19日条例第23号

言語は、人々が交流して情報を伝達し、お互いの気持ちを理解し合い、豊かな意思疎通を図るための手段である。

情報の取得及びコミュニケーションは、人々が日常生活を営む上で欠かすことができないものであり、かつ、人と人とが出会い相互に理解し合うために必要不可欠なものである。しかしながら、障害者のコミュニケーションを取り巻く現状は、生活に必要な情報の取得が困難で不便を生じる場面、相互理解を深めるためのコミュニケーションが困難で不要な誤解を招く場面等があり、障害者に対して決して適切な配慮がなされているといえないものとなっている。これらの障壁を取り除くことは、極めて重要な課題である。

障害者のコミュニケーション手段は、一人ひとりの障害の状態及び程度並びにその生い立ちにより多様である。障害者の権利に関する条約において、意思疎通とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいい、言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうと定められ、手話についても言語であると国際的に認められている。また、障害者基本法においては、全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることを旨として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が図られなければならないとされるとともに、手話が言語であると位置付けられている。

手話、音訳、要約筆記、点字、触手話、指点字、平易な表現等は、障害者が日常生活及び社会生活を営む上で欠かすことのできない情報の取得及びコミュニケーションのための手段である。しかし、これまで障害の特性に応じた適切な情報の取得及びコミュニケーションのための手段を選択することができる環境は、十分に整えられておらず、障害者は、不便又は不安を感じながら生活してきた。このような状況を考慮し、全ての障害者が日常生活及び社会生活において容易に情報を取得することができ、十分なコミュニケーションを図ることができる環境を整備することが必要である。

本市は、手話への理解を促進し、手話を始めとする多様なコミュニケーションのための手段の利用しやすい環境を整備することにより、障害者の社会参加を促進し、全ての市民が、相互に一人ひとりの人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）の趣旨を踏まえ、手話が言語であることの理解の促進及び普及並びに障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用する機会の確保に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明確にするとともに、市民に対する手話への理解を促進し、普及するための施策、障害者が情報を取得しやすく、及びコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備するための施策等を推進するための方針を定めること等により、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての人が相互に人格及び個性を尊重し合い、誰もが安心して暮らせる社会を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　障害者　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、高次脳機能障害、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害又は社会的障壁（障害者基本法第２条第２号に規定する社会的障壁をいう。）により継続的に、又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

⑵　ろう者　手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

⑶　コミュニケーション　人々が相互に情報を伝達し、意思を疎通し、気持ちや心を通わせて理解し合うことをいう。

⑷　コミュニケーション手段　手話、音訳、要約筆記、筆談、字幕、点字、触手話、指点字、平易な表現、絵図、記号、身振り、手振り、重度障害者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ等の情報機器その他の障害者が情報の取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段をいう。

⑸　コミュニケーション支援者　手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者通訳・介助員その他のコミュニケーション手段を利用して障害者のコミュニケーションを支援する者をいう。

⑹　合理的配慮　障害者が障害者以外の者と同等の権利を行使することを確保するために行われる必要かつ適切な変更又は調整であって、実施に伴う負担が過度でないものをいう。

（基本理念）

第３条　手話が言語であることの理解の促進及び普及は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であり、かつ、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために受け継いできたものであるとの認識を持って行われなければならない。

２　障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用する機会を確保することは、それが障害者にとって日常生活及び社会生活を営む上で必要不可欠であるとの市民の理解の下、全ての人が相互に人格及び個性を尊重し合うことを基本として行われなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に定める基本理念に基づき、手話への理解の促進及び普及を図るとともに、障害者の情報の取得及びコミュニケーションの円滑化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

（市民の役割）

第５条　市民は、手話が言語であると認識されていること並びに障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用する機会を確保することが、障害者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解し、前条の市の施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第６条　事業者は、手話が言語であると認識されていること並びに障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用する機会を確保することが、障害者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解し、コミュニケーション支援者と連携して障害者が必要なコミュニケーション手段を利用することができるよう、障害者に対し合理的配慮を行うとともに、第４条の市の施策に協力するよう努めるものとする。

（滞在者等への対応）

第７条　市、市民及び事業者は、本市を訪問し、又は本市に滞在する障害者が、情報を取得しやすく、及びコミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備を行うよう努めるものとする。

（施策の推進方針）

第８条　市は、次に掲げる事項に係る施策を推進するための方針（以下「推進方針」という。）を定めるものとする。

⑴　手話への理解の促進及び普及に関する事項

⑵　障害者が情報を取得しやすく、及びコミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備に関する事項

⑶　コミュニケーション支援者の育成及び確保に関する事項

⑷　前３号に掲げるもののほか、第１条の目的を達成するために必要な事項

２　推進方針は、市が定める市町村障害者計画（障害者基本法第１１条第３項に規定する市町村障害者計画をいう。）、市町村障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８８条第１項に規定する市町村障害福祉計画をいう。）その他障害者のための施策に関する計画と調和のとれたものでなければならない。

（意見の聴取）

第９条　市は、推進方針を策定し、若しくは変更する場合又は第４条の施策の実施状況を確認するために必要がある場合は、障害者、学識経験を有する者その他の関係者の意見を聴くものとする。

（コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供）

第１０条　市は、障害者、コミュニケーション支援者、障害者のコミュニケーション支援に関する業務を行う関係機関及び民間団体等と協力して、市民が手話への理解を深め、及びコミュニケーション手段を学ぶことのできる機会を提供するよう努めるものとする。

２　市は、事業者が手話への理解を深め、又はコミュニケーション手段を学ぶための学習会等を開催する場合においては、当該学習会等の開催を支援するものとする。

（コミュニケーション手段による情報発信）

第１１条　市は、障害者が市政に関する情報を障害者以外の者と同一の時点において取得することができるよう、コミュニケーション手段を利用した情報発信を推進するものとする。

（公共施設等における啓発）

第１２条　市は、公共施設その他関係機関において、手話への理解の促進及びコミュニケーション手段の普及のための啓発に努めるものとする。

（学校等における手話及びコミュニケーション手段への理解の促進）

第１３条　市は、コミュニケーション手段への理解の促進を図るため、市立学校及び市立の教育・保育施設における手話への理解の促進及びコミュニケーション手段に接する機会の提供に努めるものとする。

２　市内の就学前の子どもに関わる施設を運営する者は、手話への理解及びコミュニケーション手段に接する機会の確保に努めるものとする。

（委任）

第１４条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、令和５年１２月１日から施行する。